

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
○長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	スマート県庁推進課
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・長崎県知事管理漁獲可能量	漁 業 振 興 課
・長崎県資源管理方針の変更	"
・漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正	水 産 経 営 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	"
・特定漁港漁場整備事業計画変更書の公表	漁 港 漁 場 課
○長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正	建 設 企 画 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・分区の指定	港 湾 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	スマート県庁推進課
・管理規程の認可	農 村 整 備 課
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	"
◎ 人事委員会規則	
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
○会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	"
○警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	"
◎ 長崎県連合海区漁業調整委員会告示	
○長崎県連合海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止	長崎県連合海区漁業調整委員会
◎ 長崎県南部海区漁業調整委員会告示	
○長崎県南部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止	長崎県南部海区漁業調整委員会
◎ 長崎県北部海区漁業調整委員会告示	
○長崎県北部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止	長崎県北部海区漁業調整委員会

◎ 五島海区漁業調整委員会告示

○五島海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止

五島海区漁業調整委員会

◎ 対馬海区漁業調整委員会告示

○対馬海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止

対馬海区漁業調整委員会

◎ 長崎県内水面漁場管理委員会告示

○長崎県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止

長崎県内水面漁場管理委員会

---

規 則

---

長崎県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

**長崎県規則第36号**

長崎県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

長崎県生活保護法施行細則（平成26年長崎県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第13号を次のように改める。  
 様式第13号（第5条関係）

年 月 日

〒

福祉事務所長

扶養の可否について（照会）

次の方は生活困窮のため、当福祉事務所において、生活保護法による保護を申請中（受給中）です。  
 生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており  
 ます。  
 あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の決定  
 実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書によりご回答く  
 ださい。

1 生活保護対象者

住 所			
氏 名 (甲)		続 柄	あなたの

2 回答期限 年 月 日まで

3 回答先 〒 長崎県

福祉事務所  
 福祉課 ( )  
 電話： 内線：

参考（条文抜粋）

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最  
 低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に  
 優先して行われる。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間に  
 おいても扶養の義務を負わせることができる。

様式第25号を次のように改める。  
 様式第25号（第14条関係）

年 月 日

就労自立給付金申請書

福祉事務所長 様

申請者 住所又は居所  
 氏 名

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)

4. 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号 

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号 

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第28号を次のように改める。  
様式第28号（第17条関係）

年 月 日

## 進学準備給付金申請書

福祉事務所長 様

申請者 住所又は居所  
(大学等に進学する者)  
氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

## 記

1. 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
2. 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
3. 進学先 学校名 \_\_\_\_\_
4. 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）  
 大学等進学前の住宅と同じ  
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）  
居住（予定）地 \_\_\_\_\_
5. 関係書類  
(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
・入学金を納付したことを証明する書類の写し  
・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し  
・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類の写し  
(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し  
(3) その他支給決定にあたり必要な書類  
※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
6. 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）  
金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)  
支 店 名 \_\_\_\_\_ 支店（ゆうちょ銀行除く）  
記 号 

--	--	--	--	--

 (ゆうちょ銀行の場合のみ記載)  
預 金 種 類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)  
口 座 番 号 

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)  
(カ ナ)  
口座名義人 \_\_\_\_\_  
※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。  
※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

**長崎県規則第37号**

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則  
 長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第2条 略 2 条例第2条ただし書の規則で定める場合とは、 <u>次の各号のとおりとする。</u> (1) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年長崎県条例第67号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る手数料を当該申請等を行うことにより得られた納付情報による納付の方法により徴収する場合</u> (2) <u>地方自治法第231条の2の2の規定により指定納付受託者に納付を委託された手数料を徴収する場合（前号に掲げる場合を除く。）</u> (3) <u>別表第1の1の項（県税に係るものに限る。）及び別表第2の2の項に掲げる手数料のうち、長崎振興局長及び県央振興局長が徴収する場合（県央振興局税務部島原出張所において徴収する場合を除く。）並びに別表第1の3の項に掲げる手数料のうち、長崎県総務文書課長が長崎県公文書コーナーにおいて徴収する場合</u>	（証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第2条 略 2 条例第2条ただし書の規則で定める場合とは、 <u>別表第1の1の項（県税に係るものに限る。）及び別表第2の2の項に掲げる手数料のうち、長崎振興局長及び県央振興局長が徴収する場合（県央振興局税務部島原出張所において徴収する場合を除く。）、別表第1の3の項に掲げる手数料のうち、長崎県総務文書課長が長崎県公文書コーナーにおいて徴収する場合並びに別表第2の28の項に掲げる手数料のうち、長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）別表第10に掲げる手数料を徴収する場合をいう。</u>

附 則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

**告 示**

**長崎県告示第802号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。  
 Microsoft365管理システムライセンス（48か月） 6000本

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和5年1月20日までとする。
- (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあつては、次の(イ)及び(イ)
- イ 登記簿謄本
- ロ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- エ 個人にあつては、次の(イ)、(イ)及び(ウ)
- イ 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
- ロ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- エ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
- オ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- カ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- キ 印鑑届（様式第2号）
- ク 口座振替申込書（様式第3号）
- ケ 取扱品目明細書（様式第4号）
- コ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- サ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- シ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2881
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体



【まいわし対馬暖流系群】

長崎県まいわし漁業 現行水準

【さんま】

長崎県さんま漁業 現行水準

長崎県告示第805号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針（令和2年長崎県告示第754号）の一部を次のとおり変更し、令和5年1月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																								
<p>第1～第8 略 （別紙1－1）及び（別紙1－2） 略 （別紙1－3） 第1～第3 略</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 まあじその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、<u>漁船数19,000隻</u>とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">漁業の種類</th> <th style="text-align: center;">漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">まあじその他漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>19,000隻</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 略 （別紙1－4） 第1～第3 略</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 まいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、<u>漁船数19,000隻</u>とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">漁業の種類</th> <th style="text-align: center;">漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">まいわし漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>19,000隻</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 略 （別紙1－5） 第1～第3 略</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 さんま漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、<u>漁船数19,000隻</u>とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">漁業の種類</th> <th style="text-align: center;">漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さんま漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>19,000隻</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 略 （別紙1－6） 略 （別紙1－7） 第1～第3 略</p>	漁業の種類	漁獲努力量	まあじその他漁業	<u>19,000隻</u>	漁業の種類	漁獲努力量	まいわし漁業	<u>19,000隻</u>	漁業の種類	漁獲努力量	さんま漁業	<u>19,000隻</u>	<p>第1～第8 略 （別紙1－1）及び（別紙1－2） 略 （別紙1－3） 第1～第3 略</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 まあじその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、<u>漁船数20,000隻</u>とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">漁業の種類</th> <th style="text-align: center;">漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">まあじその他漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>20,000隻</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 略 （別紙1－4） 第1～第3 略</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 まいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、<u>漁船数20,000隻</u>とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">漁業の種類</th> <th style="text-align: center;">漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">まいわし漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>20,000隻</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 略 （別紙1－5） 第1～第3 略</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 さんま漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、<u>漁船数20,000隻</u>とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">漁業の種類</th> <th style="text-align: center;">漁獲努力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さんま漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>20,000隻</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 略 （別紙1－6） 略 （別紙1－7） 第1～第3 略</p>	漁業の種類	漁獲努力量	まあじその他漁業	<u>20,000隻</u>	漁業の種類	漁獲努力量	まいわし漁業	<u>20,000隻</u>	漁業の種類	漁獲努力量	さんま漁業	<u>20,000隻</u>
漁業の種類	漁獲努力量																								
まあじその他漁業	<u>19,000隻</u>																								
漁業の種類	漁獲努力量																								
まいわし漁業	<u>19,000隻</u>																								
漁業の種類	漁獲努力量																								
さんま漁業	<u>19,000隻</u>																								
漁業の種類	漁獲努力量																								
まあじその他漁業	<u>20,000隻</u>																								
漁業の種類	漁獲努力量																								
まいわし漁業	<u>20,000隻</u>																								
漁業の種類	漁獲努力量																								
さんま漁業	<u>20,000隻</u>																								

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば及びごまさばその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばその他漁業	19,000隻

第5 略

(別紙2-1)～(別紙2-16) 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば及びごまさばその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数20,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばその他漁業	20,000隻

第5 略

(別紙2-1)～(別紙2-16) 略

**長崎県告示第806号**

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示(昭和49年長崎県告示第1988号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

「

野母崎三和 第1加入区	野母崎三和漁業協同組合の地区のうち旧野母崎町漁業協同組合の区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 野母町の区域の小型合併漁業(主として一本釣りを営む漁業)</li> <li>2 野母町の区域の小型合併漁業(主として底曳網を営む漁業)</li> <li>3 野母町の区域の小型合併漁業(主として刺網を営む漁業)</li> <li>4 野母町の区域の小型合併漁業(主としてしいらまき網を営む漁業)</li> <li>5 野母町の区域の小型合併漁業(主としてたこつぼを営む漁業)</li> <li>6 脇岬町の区域の小型合併漁業(主として一本釣りを営む漁業)</li> <li>7 脇岬町の区域の小型合併漁業(主として底曳網を営む漁業)</li> <li>8 脇岬町の区域の小型合併漁業(主として刺網を営む漁業)</li> <li>9 野母崎樺島町の区域の小型合併漁業(主として一本釣りを営む漁業)、脇岬町の区域の中型まき網漁業(使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。)並びに野母崎樺島町及び脇岬町の区域内の小型合併漁業(主としてたこつぼを営む漁業)</li> <li>10 野母崎樺島町の区域の小型合併漁業(主として底曳網を営む漁業)</li> <li>11 野母崎樺島町の区域の小型合併漁業(主として刺網を営む漁業)</li> <li>12 高浜町の区域の小型合併漁業</li> <li>13 高浜町の区域の雑魚小型定置漁業(落し網以外を使用するものをいう。)</li> <li>14 高浜町の区域以外の雑魚小型定置漁業(落し網以外を使用するものをいう。)</li> <li>15 高浜町の区域以外の雑魚小型定置漁業(落し網を使用するものをいう。)</li> </ol>
----------------	---------------------------------	---

を

「

野母崎三和 第1加入区	野母崎三和漁業協同組合の地区のうち旧野母崎町漁業協同組合の区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 野母町の区域の小型合併漁業(主として一本釣りを営む漁業)</li> <li>2 野母町の区域の小型合併漁業(主として底曳網を営む漁業)</li> <li>3 野母町の区域の小型合併漁業(主として刺網を営む漁業)</li> <li>4 野母町の区域の小型合併漁業(主としてしいらまき網を営む漁業)</li> <li>5 野母町の区域の小型合併漁業(主としてたこつぼを営む漁業)</li> <li>6 脇岬町の区域の小型合併漁業(主として一本釣りを営む漁業)</li> <li>7 脇岬町の区域の小型合併漁業(主として底曳網を営む漁業)</li> <li>8 脇岬町の区域の小型合併漁業(主として刺網を営む漁業)</li> </ol>
----------------	---------------------------------	--

		<p>9 野母崎樺島町・脇岬町の区域内の小型合併漁業（主としてたこつぼを営む漁業）及び脇岬町の区域の中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。）</p> <p>10 野母崎樺島町の区域の小型合併漁業（主として底曳網を営む漁業）</p> <p>11 野母崎樺島町の区域の小型合併漁業（主として刺網を営む漁業）</p> <p>12 野母崎樺島町の区域の小型合併漁業（主として一本釣りを営む漁業）</p> <p>13 高浜町の区域の小型合併漁業</p> <p>14 高浜町の区域の雑魚小型定置漁業（落とし網以外を使用するものをいう。）</p> <p>15 高浜町の区域以外の雑魚小型定置漁業（落とし網以外を使用するものをいう。）</p> <p>16 高浜町の区域以外の雑魚小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）</p>
--	--	---

に、  
「

宇久小値賀第2加入区	宇久小値賀漁業協同組合の地区のうち旧宇久漁業協同組合の区域	<p>1 小型定置漁業</p> <p>2 平の区域の小型合併漁業（主として曳縄を営む漁業）</p> <p>3 平の区域の小型合併漁業（2に掲げる以外の小型合併漁業）</p> <p>4 寺島、野方、大田江及び木場の区域の小型合併漁業</p> <p>5 飯良及び小浜の区域の小型合併漁業</p> <p>6 本飯良、大久保及び神ノ浦の区域の小型合併漁業</p>
------------	-------------------------------	---

を  
「

宇久小値賀第2加入区	宇久小値賀漁業協同組合の地区のうち旧宇久漁業協同組合の区域	<p>1 小型定置漁業</p> <p>2 平の区域の小型合併漁業（主として曳縄を営む漁業）</p> <p>3 平の区域の小型合併漁業（2に掲げる以外の小型合併漁業）</p> <p>4 寺島、野方、大田江及び木場の区域の小型合併漁業</p> <p>5 飯良、小浜、本飯良、大久保及び神ノ浦の区域の小型合併漁業</p>
------------	-------------------------------	---

に、  
「

峰町東部加入区	峰町東部漁業協同組合の地区	<p>1 櫛の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）</p> <p>2 志多賀の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及びあなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）</p> <p>3 雑魚大型定置漁業及び雑魚小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）</p> <p>4 櫛の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）</p> <p>5 佐賀の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）</p> <p>6 志多賀の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）</p> <p>7 志越の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）</p> <p>8 志越の区域の小型合併漁業（主として刺網を営む漁業）</p>
---------	---------------	---

を  
「

峰町東部加入区	峰町東部漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 櫛の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）</li> <li>2 志多賀の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）</li> <li>3 雑魚大型定置漁業及び雑魚小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）</li> <li>4 櫛の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）</li> <li>5 佐賀の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）</li> <li>6 志多賀の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）</li> <li>7 志越の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）</li> <li>8 志越の区域の小型合併漁業（主として刺網を営む漁業）</li> </ol>
---------	---------------	--

に改める。

**長崎県告示第807号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたとので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分
五島第6加入区	岳の区域の小型定置漁業
佐世保市相浦第1加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上100トン未満であるものをいう。）

**長崎県告示第808号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、次のとおり長崎南地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を公表する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、長崎南地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第809号**

長崎県建設工事標準請負契約書（令和4年長崎県告示第684号）の一部を次のように改正し、令和5年1月1日以後に締結する請負契約から適用する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事標準請負契約書</p> <p>1～6 略</p> <p>7 建設発生土の搬出先等 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事標準請負契約書</p> <p>1～6 略</p> <p>7 建設発生土の搬出先等 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定</p>



## 公 告

## 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

Microsoft365管理システムライセンス（48か月） 6000本

## (2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり

## (3) 納入期限

令和5年2月28日

## (4) 納入場所及び条件

①納入場所 長崎県総務部スマート県庁推進課

②納入条件 仕様書のとおり

## (5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和5年1月30日17時00分までに提出しなければならない。また、5の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

## 4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和5年1月20日17時00分

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1  
(名称) 長崎県総務部スマート県庁推進課  
(電話) 095-895-2235
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法  
(場所) 長崎県総務部スマート県庁推進課  
(期日) この公告の日から令和5年1月20日17時00分まで
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室  
(期日) 令和5年2月7日13時30分開始  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。  
(郵送による場合の入札書の受領期限等)  
(受領期限) 令和5年2月6日17時00分(必着)  
(提出先) 長崎県総務部スマート県庁推進課  
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき(機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む)。
  - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
  - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者（代理人を含む）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
  - (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
  - (15) 代理人が入札したとき。
  - (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
  - (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
  - (18) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。
  - (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
  - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
  - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
  - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Microsoft 365 management system License 6,000 (use duration : 4years)
  - (2) Delivery period:  
February 28, 2023
  - (3) Delivery place:  
3-1 Onoue-machi Nagasaki  
Smart Prefecture Development Division, General Affairs Department, Nagasaki Prefectural Government.
  - (4) Time-limit for tender by registered mail:  
5:00 p.m. February 6, 2023
  - (5) Date and time for the opening of tenders:  
1:30 p.m. February 7, 2023
  - (6) Point of Contact:  
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL. 095-895-2881

**管理規程の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、岐宿土地改良区の浦の川ダム管理規程を認可した。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 認可日 令和4年12月16日
- 2 管理規程の概要
  - (1) ダムの名称 浦の川ダム
  - (2) 総貯水量 800,000m<sup>3</sup>
  - (3) 管理主体 岐宿土地改良区
  - (4) 管理規程に記載されている主な事項
    - ア. 総則
    - イ. 貯水、取水または放流に関する事項
    - ウ. バルブ及びゲートの操作
    - エ. 点検および整備に関する事項
    - オ. 緊急事態における措置に関する事項
    - カ. 観測及び調査に関する事項
- 3 管理規程の備付場所  
岐宿土地改良区（五島市岐宿町岐宿2535番地）

**交 通 局 公 告****一般競争入札の参加者の資格等（告示）**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年12月27日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量  
軽油 824キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
  - (6) 当該軽油を確実に納入できない者
  - (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
  - (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
  - (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
  - (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
  - (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに

庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
  - ㊦ 売上高当期利益率
  - ㊧ 固定長期適合率
  - ㊨ 流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうること（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年1月20日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㊦ 誓約書
- ㊧ 委任状
- ㊨ 印鑑届（様式第3号）
- ㊩ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
- ㊪ 直近の決算書の写し
- ㊫ 県からの資格審査結果通知書の写し

イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㊦ 誓約書
- ㊧ 財務関係明細書
- ㊨ 営業概要書
- ㊩ 委任状
- ㊪ 法人にあつては登記簿謄本
- ㊫ 個人にあつては次のa及びb
  - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
  - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ㊬ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ㊭ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ㊮ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ㊯ 印鑑届（様式第3号）
- ㊰ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
- ㊱ 直近の決算書の写し

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1  
(名称) 長崎県交通局管理部総務課（総務班）  
(電話) 095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第8号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間  
この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和4年12月27日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 購入物品名及び数量  
軽油 824キロリットル
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による
- (3) 納入期間  
令和5年2月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 納入場所
- ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）  
イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）  
ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）  
エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）  
オ 大村営業所（大村市松山町489-13）
- (5) 一連の調達契約に関する事項  
一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
令和4年2月8日
- (6) 入札の方法  
入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 軽油調達に関する令和4年12月27日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和4年12月27日付け長崎県公報11180号登載）に定める資格を得ていること。
  - (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等  
所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。  
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合わせ先  
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1  
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）  
（電話）095-822-5141  
（提出期限）令和5年1月20日
- 4 入札参加条件  
次の条件を満たしている者であること。
- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
  - (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
  - (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等  
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1  
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）  
（電話）095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法  
（期間）令和4年12月27日から令和5年1月20日（県の休日を除く。）  
（場所）5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等  
（提出場所）長崎県交通局管理部総務課（総務班）  
（受領期限）令和5年1月25日 午後5時00分  
（提出方法）直接又は郵送（郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行うこと。
- 10 入札の場所及び日時等  
（場所）長崎県交通局本局3階 第2研修室  
（日時）令和5年1月26日 午前10時00分  
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及

び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
light oil 824KL
- (2) Delivery period  
From February 1st, 2023, to March 31, 2023
- (3) Delivery place
  - a) Nagasaki Office           Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
  - b) Yagami Office            Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1
  - c) Nagayo Office           Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
  - d) Isahaya Office           Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
  - e) Omura Office             Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender  
No later than January 25, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:  
10:00 January 26, 2023
- (6) Contact point for the notice  
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau  
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1  
Tel 095-822-5141

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第28号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（週休日及び勤務時間の割振りの基準等） 第1条の2 略</p> <p>（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準） 第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤</p>	<p>（週休日及び勤務時間の割振りの基準等） 第1条の2 略</p> <p><u>2 条例第3条第3項の規定により申告ができる職員は、勤務時間を柔軟に割り振ることで、公務能率の向上につながる業務に従事する職員とする。</u></p> <p>（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準） 第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤</p>

務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項、第3条及び第7条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

2 略  
（特別休暇）

第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(10) 略

(11) 義務教育終了前の子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を所持する子又は特別支援学校（高等部）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）を養育する職員が、子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（子を2人以上養育する職員にあっては、10日）の範囲内の期間

(12)～(26) 略  
（介護休暇）

第14条 略

2 略

3 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合は、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

4 略

5 所属長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合は、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6及び7 略

務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第7条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

2 略  
（特別休暇）

第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(10) 略

(11) 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）を養育する職員が、子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（子を2人以上養育する職員にあっては、10日）の範囲内の期間

(12)～(26) 略  
（介護休暇）

第14条 略

2 略

3 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合は、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

4 略

5 所属長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合は、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6及び7 略

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第29号

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(年次休暇以外の休暇) 第17条 略	(年次休暇以外の休暇) 第17条 略

<p>(1)～(17) 略</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第2号及び第3号に掲げる休暇にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であつて、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 妊娠中の女子会計年度任用職員がつわりのため勤務に服することができない場合 7日の範囲内の期間</u></p> <p>(11) 略</p> <p>3 略</p> <p>（休暇の算定）</p> <p>第18条 休暇の単位は、前条第2項第1号の休暇については30分間、同条第1項第1号から第6号、第11号、第13号、第2項第2号、第3号、第8号、<u>第10号及び第11号</u>の休暇については1日又は1時間、同条第1項第7号、第12号の休暇については1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、前条第1項第13号、第2項第2号及び第3号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(1)～(17) 略</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第2号及び第3号に掲げる休暇にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であつて、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>3 略</p> <p>（休暇の算定）</p> <p>第18条 休暇の単位は、前条第2項第1号の休暇については30分間、同条第1項第1号から第6号、第11号、第13号、第2項第2号、第3号、第8号<u>及び第10号</u>の休暇については1日又は1時間、同条第1項第7号、第12号の休暇については1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、前条第1項第13号、第2項第2号及び第3号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>2～5 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第30号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年長崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（身辺警護等作業の定義）</p> <p>第4条 条例第5条第1項第6号に規定する身辺警護等作業とは、身辺警衛員が行う天皇及び皇族の警衛並びに身辺警護員が行う警護要則（<u>令和4年国家公安委員会規則第15号</u>）第2条第1号に掲げる警護対象者の警護をいう。</p> <p>（銃器等犯罪捜査従事作業の定義）</p> <p>第8条 条例第5条第1項第10号に規定する銃器等犯罪捜査従事作業とは、防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる犯人の逮捕等の業務をいう。</p> <p>（遠隔地水上警戒作業の定義）</p> <p>第13条の2 条例第5条第1項第16号に規定する遠隔地水上警戒作業とは、職員が遠隔地の離島周辺海域において、海</p>	<p>（身辺警護等作業の定義）</p> <p>第4条 条例第5条第1項第6号に規定する身辺警護等作業とは、身辺警衛員が行う天皇及び皇族の警衛並びに身辺警護員が行う警護要則（<u>平成6年国家公安委員会規則第18号</u>）第2条に規定する警護対象者の警護をいう。</p> <p>（銃器犯罪捜査従事作業の定義）</p> <p>第8条 条例第5条第1項第10号に規定する銃器犯罪捜査従事作業とは、防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる犯人の逮捕等の業務をいう。</p>

上保安庁の巡視船に乗り組んで行う作業のうち人事委員会  
が認める作業をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第13条の2の規定は、令和4年9月15日から適用する。

## 長崎県連合海区漁業調整委員会告示

### 長崎県連合海区漁業調整委員会告示第1号

長崎県連合海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成4年11月30日長崎県連合海区漁業調整委員会告示第1号）は、廃止する。

令和4年12月27日

長崎県連合海区漁業調整委員会会長 志岐 富美雄

## 長崎県南部海区漁業調整委員会告示

### 長崎県南部海区漁業調整委員会告示第1号

長崎県南部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成4年11月30日長崎県南部海区漁業調整委員会告示第6号）は、廃止する。

令和4年12月27日

長崎県南部海区漁業調整委員会会長 吉谷 均

## 長崎県北部海区漁業調整委員会告示

### 長崎県北部海区漁業調整委員会告示第1号

長崎県北部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成4年11月30日長崎県北部海区漁業調整委員会告示第5号）は、廃止する。

令和4年12月27日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 山中 兵恵

## 五島海区漁業調整委員会告示

### 五島海区漁業調整委員会告示第1号

五島海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成4年11月30日五島海区漁業調整委員会告示第5号）は、廃止する。

令和4年12月27日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

## 対馬海区漁業調整委員会告示

### 対馬海区漁業調整委員会告示第1号

対馬海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成4年11月30日対馬海区漁業調整委員会告示第4号）は、廃止する。

令和4年12月27日

対馬海区漁業調整委員会会長 部原 政夫

---

## 長崎県内水面漁場管理委員会告示

---

### 長崎県内水面漁場管理委員会告示第1号

長崎県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成4年11月30日長崎県内水面漁場管理委員会告示第1号）は、廃止する。

令和4年12月27日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)  
二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト